

アジア生物資源環境研究センター共同利用研究機器の管理に関する内規

2021年4月15日

教員会議制定

第1条 この内規は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属アジア生物資源環境研究センター（以下「センター」という。）の共同利用研究機器の管理運営について定めるものである。

第2条 教員会議において、共同利用研究機器の管理および更新・新設計画に関わる事項を決定する。

第3条 センターの専任教員が、分担して共同利用研究機器の維持管理を担当する。

第4条 センターのメンバー以外の学内の研究者（学部学生、大学院生、研究生を含む）が、これらの共同利用研究機器の利用を希望する場合は、登録研究員として登録しなくてはならない。

第5条 共同利用研究機器を利用する場合は、維持管理担当教員の定める利用規程に従わなくてはならない。

第6条 共同利用研究機器の維持管理に要する費用は、センターの運営費交付金より支出することができる。

第7条 維持管理担当教員は、必要に応じ、教員会議の議を経て、担当する共同利用研究機器について受益者負担金を設定することができる。

附 則

この内規は、2021年4月15日から施行する。